

元在日韓国人問題研究所長

さとう のぶき  
佐藤 信行



## 私の視点

現在、300人以上いると言われる公立学校の外国籍教員は、管理職への道を閉ざされている。「公権力の行使、公の意思の形成への参画に携わる公務員になるには日本国籍が必要」ということを「当然の法理」とした政府見解がその根拠となり、地方公務員にも適用されている。外国籍の人は教員として採用されても「期限を付さない常勤講師」扱いとなり、能力や意欲があっても上級職に就けないのである。

根本的な問題は、いわば「2級教員」扱いが固定化されているという厳然たる差別の存在である。それは金銭面にも表れ、常勤講師として定年を迎えた場合と、日本人教員が校長まで昇任した場合との生涯年俸の格差は、1千万〜2千万円となるといふ。

一方、フィンランド、ノルウェー、イギリス、カナダ、台湾、シンガポールは、公立学校教員の国籍要件を設けていない。公務員採用においても、たとえばニュージーランドで国籍要件があるのは、国会議員と公安職員だけだといふ。

こうした日本の状況は、国際社会から問題視されている。国連の人種差別撤廃委員会は2018年、「市民でない者、特に外国人長期在留者およびその子孫に対して、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公職へのアクセスを認めるよう勧告する」と日本政府に注文を

## 管理職への道認めぬ差別

公立教員に「国籍要件」

つけた。条約や諸外国の実例に沿った具体的な勧告と言える。

昨年の国連自由権規約委員会による日本審査でも、「植民地時代から日本に居住する在日韓国・朝鮮人とその子孫が、利用できるはずの複数の支援プログラムや年金制度の利用を妨げられている障壁を取り除き、地方選挙での投票権を認めることを検討する」ことを求める総括所見が示されている。さまざまな「国籍要件」が、国際社会から問われている。

これらの問いに対して、日本政府が差別や人権の問題として正面から答えようという姿勢は見えていない。市民団体や当事者である外国籍教員が、教育現場での仕事ぶりや抱えている不条理をどんなに切実に訴えても、「人権諸条約の委員会による勧告には法的拘束力はない」などと公言してはばからない。国連の人権理事会の一員となってきたにもかかわらず、である。

学校には、外国籍の子どもたちもたくさんいる。彼ら、彼女らに、校長にも市長にもなれるという未来を語れるようになることが、多民族・多文化共生社会のはずだ。その豊かさは、外国籍の人に限らず、誰もが感得できるはずである。

◆投稿は手紙かsiten@gasahi.comへ。採用の場合に、ご連絡します。電子メディアにも掲載します。